

# 新上五島町ファミリーサポートセンター講習会のご案内

ファミリーサポートセンター事業は、「子育てのお手伝いをしたい人」(提供会員)と、「子育ての手助けをしてほしい人」(依頼会員)がそれぞれ会員となって、地域で子育ての助け合いを行うものです。会員制の有償ボランティア活動で、援助活動を行うことにより依頼会員から提供会員へ利用料(謝金)が支払われます。(※サービス開始及び依頼会員の受付は平成30年4月1日からです)新上五島町こども課では、4月のサービス開始を前に、提供会員として活動していただける人を募り、援助活動を行うために必要な知識を身に付けるための講習会を下記のとおり開催します。

## 平成29年度 ファミリーサポートセンター講習会の日程

受講料：無料

	A 心の発達	B 保育の心と遊び	C 乳幼児の救急法他	D 子どもの栄養とお世話
1 回目	2月26日(月) 9:30~12:00 消防署会議室(七目)	2月26日(月) 13:00~15:30 消防署会議室(七目)	2月27日(火) 13:00~15:30 消防署会議室(七目)	2月27日(火) 9:30~12:00 消防署会議室(七目)
2 回目	3月13日(火) 13:00~15:30 役場会議室(青方)	3月12日(月) 9:30~12:00 役場会議室(青方)	3月13日(火) 9:30~12:00 役場会議室(青方)	3月12日(月) 13:00~15:30 役場会議室(青方)

- ※ 提供会員として活動するためには、A~Dの講習を全て受講する必要があります。
- ※ 1回目も2回目も内容は同じなので、どちらかを受講していただければかまいません。
- ※ 平成30年度も講習会を行います。日程は調整中です。決まりましたらお知らせします。
- ※ ファミリーサポートセンター事業については裏面及び町ホームページでご確認いただけます。

### ◆持ってくる物・服装など

筆記用具をお持ちください。救急法などでは実技講習もございますので、動きやすい服装で、ご参加ください。  
また、当日、会員証用の顔写真撮影を行います。ご自分で準備される場合は、縦3cm×横2.4cmの顔写真を2枚ご持参ください。



★講習会を受講するには、事前の申込みが必要です。 2月19日(月)17時までに、こども課もしくは役場各支所にご提出いただくか、FAX、お電話等でお申込ください。

この申込書は、こども課及び役場各支所、町ホームページで入手可能です。

申込み・問合せ先 FAX 0959-52-3741 電話 0959-53-1133

担当：新上五島町こども課 江川

----- キリトリ -----

## 新上五島町ファミリーサポートセンター講習会申込書

お名前：		連絡用電話番号：	
A~Dの受講希望日について それぞれどちらかに○を付けてください			
Aの受講希望	2/26 3/13	Bの受講希望	2/26 3/12
Cの受講希望	2/27 3/13	Dの受講希望	2/27 3/12

※お電話でお申込の場合は、上記の内容を担当者まで、お伝えください。

# ファミリーサポートセンター事業をスタートします！

## ■地域で行う 子育て応援！

お父さんやお母さんの代わりは誰にもできませんが、忙しい親に代わって少しの間、子育てのお手伝いを行うことはできます。ファミリーサポートセンター事業は、地域社会が育児を支えていく住民参加型、会員制で行う有償ボランティアの新しいサービスです。この取り組みは、厚生労働省が支援する事業であり、新上五島町では、平成30年4月1日からサービスを開始します。

## ■具体的には？

「子育ての手助けをしてほしい人」(依頼会員)と「子育てのお手伝いをしたい人」(提供会員)が会員となって、一時的な子どものお世話を有料で行う会員制のサービスです。

### ◆依頼会員

町内に在住の方で生後6か月から小学校6年生までの子どもを育児している人を基本とします。

### ◆提供会員

町内に在住で心身ともに健康で子育て支援に意欲があり、積極的に援助活動を行うことができる20歳以上の人でセンターの講習を受講した人が基本となります。(または同等の資格を有する人)

## ■援助活動

援助活動は原則として提供会員のお宅またはセンターが認める児童支援施設で行います。ただし、特別の理由があり提供会員が納得した上で依頼会員のお宅で行う場合もあります。

## ■活動の流れ

- 1 依頼会員がセンターに育児の依頼をし、調整後アドバイザーが提供会員を紹介します。
- 2 依頼会員と提供会員で事前打合せを実施し、提供会員が子どもを預かり援助活動を行います。
- 3 依頼会員が提供会員から子どもを引き取った時点で援助が終了します。提供会員は活動報告書に活動内容を記入し、依頼会員に確認印をもらいます。
- 4 依頼会員は提供会員に、利用料を直接支払います。

## ■活動中に事故が起きたら？

センターが保険の加入手続きを行います。保険料はセンターが負担します。

## ■入会をするには

入会には講習の受講が必要です。依頼会員は随時、短時間の講習(説明)で登録できます。提供会員は2日間程度の講習を受けることが必要です。

※依頼会員の受付は、4月1日から開始します。

※申込関係書類は、こども課・各支所・子育て支援センター・町ホームページ等で入手可能です。いざという時のためにお早目の登録をお勧めします。

## ★こんな時などにお手伝い！

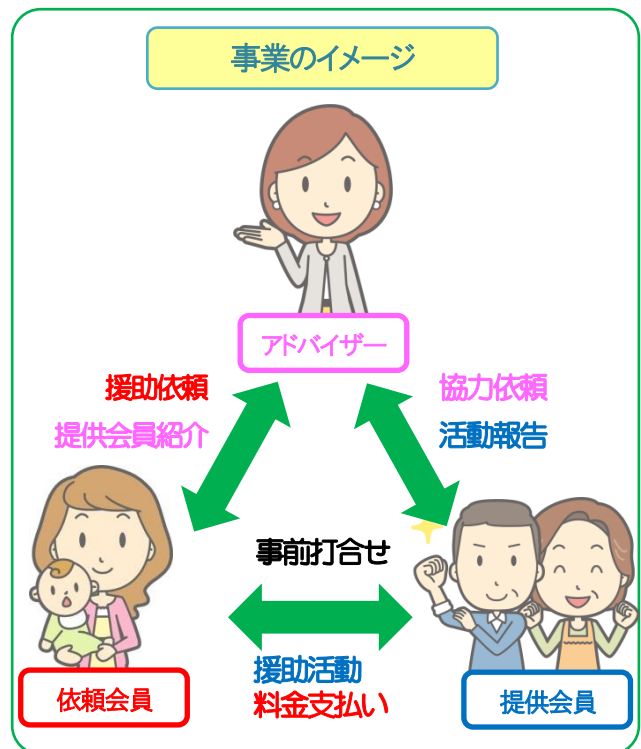
### ◆子ども連れでは外出が難しい

(例 通院・お見舞い・授業参観・美容室・講演会)

### ◆病後、子どもは元気だがまだ通園できない

### ◆残業で遅くなり保育所の迎えの時間に間に合わない

### ◆時には子育てを離れ、自分の時間を持ちたい



## 利用料金等の基準

区分	時間単価
平日 7時～19時	700円
平日 上記以外の時間帯	800円
土・日・祝日 7時～19時	800円
土・日・祝日 上記以外の時間帯	900円

※交通費や食事代などが生じた場合は実費を負担

新上五島町役場こども課内

新上五島町ファミリーサポートセンター

電話 0959-53-1133